

業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度 中小企業BCP策定支援事業（中小企業ジギョケイ策定支援ワークショップの実施業務）

2 目的

自然災害の激甚化、感染症の蔓延、大規模な事故、サイバー攻撃など、企業活動を取り巻くリスクは多様化している。これらのリスクに対し備えがなければ、事業活動が中断し、顧客や取引先への信頼失墜等、企業の事業継続大きな打撃を与える可能性がある。

こうした有事の際への備えとして、事業継続計画（以下、「BCP」）を策定し、リスクの特定や課題を整理する必要がある。

一方で、帝国データバンクによると、中小企業がBCPを策定していない理由としては「策定に必要なスキル・ノウハウがない」が最も多く、BCPの策定は中小企業にとって策定のハードルが高いことが窺える。そこで、本事業ではBCPの策定の第一歩である事業継続力強化計画（以下、「ジギョケイ」）の策定を支援するワークショップを実施し、中小企業のジギョケイ策定を支援することで、事業継続力の強化に繋げる。

3 事業期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務内容

本事業を受注する者（以下「受注者」）は、次に示す業務を行うこととする。なお、これらの業務の遂行において通常必要となる一般管理業務を含むものとする。

（1） ワークショップ参加企業の募集・選定

- ・ 支援対象企業は、BCP及びジギョケイを未策定のものとする。
- ・ 参加企業の募集にあたっては、チラシを作成し、大分県・大分商工会議所連合会・大分県商工会連合会・大分県中小企業団体中央会と連携し、より多くの企業に周知できるような広報を実施すること。
- ・ 募集期間は1か月程度設けること。
- ・ 支援対象企業の選定基準・選定方法について提案し、大分県と協議のうえ、10社程度を選定すること。

（2） ワークショップの内容

- ・ ワークショップは全3回程度で、下記に示すように、原則としてジギョケイの策定及び申請を完了できる内容を含んだ構成とすること。
- ・ プログラムの内容は、下記の例を参考に案を策定し、県と協議し決定すること。

（各回のプログラム例）

① 第1回：基礎知識習得とリスクの可視化

- 自然災害や感染症、サイバー攻撃等多様な事業継続阻害要因及びその影響について
- 上記を踏まえた、BCP 及びジギョケイの必要性について
- ジギョケイの申請方法の解説及び Gbiz ID の取得サポート
- ジギョケイ策定の事前準備

② 第2回：ジギョケイの策定

- 国の補助ツール等を活用し計画の策定を実践
- 各項目の記載例等の紹介を通じた、参加企業の実態に即した計画づくりへの伴走支援

③ 第3回：ジギョケイの申請と BCP への発展

- Gbiz を用いた認定申請のサポート
- ジギョケイ策定の振り返りと、BCP へ発展させるために今後検討すべき事項や平時の机上訓練の重要性等の解説

④ その他：参加企業へのフォローアップ

- ①における Gbiz の申請や、②のジギョケイ策定について、当日完了できなかった分は次回までに完了できるようメールや電話、対面等でフォローアップを行う。

(3) ワークショップの運営

- ・ 県と協議のうえ会場を決定し、確保すること。
- ・ 会場の使用にあたっては、その施設管理者と協議・調整を行うこと。
- ・ ワークショップ当日は、会場設営や受付、進行管理、配信機材・ソフトの手配、接続トラブルの対応等に十分なスタッフを配置すること。特に、参加者の負担軽減のため、PC は受託者が準備すること。

(4) 講師の選定及び対応

- ・ 講師は、BCP 及びジギョケイの策定に関する知見を有し、かつ本県の地域特性等を理解した、類似ワークショップ等の講師経験が豊富な者としてすること。
- ・ 講師とスケジュール調整や条件の交渉等を行うこと。
- ・ 講師の接遇、飲食物提供、誘導、謝礼金等の支払いなどを含むアテンドを実施すること。

(5) 事業の効果測定

- ・ 事業効果を測定するため、支援終了後にアンケート調査を実施し、アンケート調査を集計、分析し、報告書を作成すること。

(6) その他

- ・ 受注者は、上記に掲げる業務のほか、これに付随する業務を行う。

5 委託業務の対象経費

本業務に係る人件費、講師・専門家等謝金、講師又は職員の旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、その他県が必要と認める経費

6 個人情報の保護

本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

7 その他

(1) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。

(2) 著作権・知的財産権等については、下記に留意すること。

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。

イ アに関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を行使する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項は、その都度協議して決定する。